

別紙①

指定居宅支援事業所

居宅介護支援センターひまわりなかだ

重要事項説明書

医療法人 仁泉会

指定居宅介護支援事業所
居宅介護支援センターひまわりなかだ
重要事項説明書

医療法人 仁泉会
更新日 令和5年11月5日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
【宮城県指定 介護保険事業者番号】
0471200915

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

担当介護支援専門員 _____

1. 事業所内容

(1) 事業者（事業所設置法人）

法人名 医療法人仁泉会
所在地 〒039-1161
青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地81
電話番号 0178-51-2590
FAX番号 0178-51-2591
代表者名 理事長 田中 由紀子
設立年月 昭和42年4月7日

(2) 事業所名称等

事業所名 居宅介護支援センター ひまわりなかだ
所在地 〒987-0611
宮城県登米市中田町浅水字上川面65-1
電話番号 0220-34-7645
FAX番号 0220-35-1213
管理者氏名 三浦 勝
開設年月日 平成21年6月1日

(3) 事業所の目的と基本理念

＊目的

事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所

の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

＊基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした支援を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④利用者の生きがいを高め、自立での意欲を支援していきます。

(4) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

- ①営業日、営業時間：毎週月曜日から土曜日まで（祝祭日は休業）
- ②営業時間： 8：30 から 17：30 まで
- ③休日： 毎週日曜日、国民の祝日、
年末年始（12月30日から1月3日まで）、その他必要とする日
- ④但し、携帯電話等により24時間常時連絡可能な体制をとり、利用者の状況に応じて対応できる体制とします。

(5) 職員配置状況

- | | | |
|----------|------|-------------------|
| ①管理者 | 1名 | （常勤1名・介護支援専門員と兼務） |
| ②介護支援専門員 | 4名以上 | （常勤・非常勤） |

2. 事業の実施地域

- ①登米市：南三陸町

3. サービス内容

- ・居宅サービス計画作成
- ・経過観察、再評価
 - ①少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行います。
 - ②少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ・要介護認定等の申請に関わる援助
- ・生活上の課題の把握
- ・サービス事業所との連絡調整
- ・施設入所への支援
- ・相談、苦情対応

4. 利用料金について

- (1) 居宅介護支援利用料は、法定代理受領により居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

(2) 介護保険適用の場合でも保険料の延滞等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合、1ヶ月につき要介護度に応じて料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

(3) サービス提供証明書を後日市町村窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

5. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、主治医に状況説明報告をし、市町村には事故報告書を提出いたします。

また、事業所の居宅サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

6. サービスの内容に関する苦情

(1) 事業所の苦情相談窓口

- ①責任者：三浦 勝
- ②担当者：金野 美香
- ③電話番号：0220-34-7645
- ④FAX番号：0220-35-1213
- ⑤受付時間：8:30～17:30（月～土）

(2) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口にも苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
登米市福祉事務所長寿介護課	登米市南方町新高石浦 130	0220(58)5551	0220(58)2375
南三陸町保険福祉課高齢福祉係	南三陸町志津川字沼田 101	0226(46)2600	0226(46)5348
宮城県東部保健福祉事務所 高齢者支援班	石巻市あゆみ野五丁目 7	0225(95)1419	0225(94)8982
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情係	仙台市青葉区上杉 1-2-3	022(222)7700	022(222)7260

7. 守秘義務

介護支援専門員は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

8. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業について、以下のことを説明します。

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること

- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである

9、入院時における医療機関との連携促進

- ・居宅介護支援の提供の開始に当たり、入院時において担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提示して頂くようお願いいたします。

10、その他

ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者または職員にお声がけ下さい。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 _____

氏名 _____ 印

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理署名者 _____

利用者との関係（ ）